

入 札 説 明 書

平成 2 4 年度国立水俣病総合研究センター
特殊廃液処理施設点検整備業務

国立水俣病総合研究センター

は じ め に

平成24年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成24年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務
- (2) 特質等 別添仕様書による
- (3) 業務期間 契約締結日から平成25年3月29日まで
- (4) 納入場所 熊本県水俣市浜4058-18
国立水俣病総合研究センター

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成22・23・24年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の中で営業品目「建物管理等各種保守管理」において、開札時まで「A」、「B」又は、「C」級に格付けされ九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒867-0008 熊本県水俣市浜4058-18

国立水俣病総合研究センター総務課経理係 太田 一弘

電話0966-63-3111 F A X0966-61-1145

5. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成25年2月27日(水) 14時00分

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜4058-18

(2) 入札書の提出方法

ア. 入札書は、(1)の日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成25年2月26日(火) 12時までに、環境省入札心得に定める様式2による書面を提出すること。

イ. 書面により入札書を提出する場合は、(1)の日時及び場所に、環境省入札心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、F A X、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

6. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格により落札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

7. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。

ア. 提出期限 平成25年2月25日(月) 12時まで

(持参の場合は、12時から13時を除く)

イ. 提出場所 4(1)の場所

ウ. 提出方法 持参又はF A Xによって提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、平成25年2月25日(月) 17時までにF A Xにより行う。

8. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

9. 競争参加資格確認関係書類

- (1) 競争参加資格確認関係書類は、別添1に掲げるとおりとする。
- (2) 競争参加資格確認関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認関係書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 受領した書類等は返却しない。
- (5) 入札者は、提出した競争参加資格確認関係書類の引換え、一部もしくは全部差し替え及び再提出、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 競争参加資格確認関係書類の受領期限は、平成25年2月26日（火）12時とする。
- (7) 開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から競争参加資格確認等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (8) 入札参加資格審査結果の回答
平成25年2月26日（火）17時まで
なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

10. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

(2) 電子入札システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

環境省電子入札システムホームページアドレス <http://www.e-procurement.env.go.jp/>
ヘルプデスク 03-5348-4006

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4（1）の場所に連絡すること。

◎ 添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別添1 競争参加資格確認関係書類
- ・別添2 契約書（案）
- ・別添3 仕様書

環境省入札心得 (工事以外)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子入札システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長長殿と記載）及び「平成25年2月27日（水）開札〔平成24年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を入札説明会時に提出すること。

- (3) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子入札システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(複) 代理人

印

注) 代理人又は複代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(複) 代理人の記名押印が必要。
このとき、代表印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 平成24年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務
- 2 入札金額 : 金額 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：平成24年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子入札システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代 表 者 氏 名

印

代 理 人 住 所
(受任者) 所 属 (役 職 名)
氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成 24 年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

印

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成 24 年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務の入札に関する一切の件

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 24 年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務
に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件につきまして、次のとおり提出します。

①環境省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書(全省庁統一資格)の写

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

TEL/FAX :

E-mail :



契 約 書

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子（以下「甲」という。）は、
 _____（以下「乙」という。）と「平成24年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

（業務期間及び納入場所）

第3条 業務期間及び納入場所は次のとおりとする。

業務期間 契約締結日から平成25年3月29日まで

納入場所 国立水俣病総合研究センター
 熊本県水俣市浜4058-18

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定す

る刑が確定したとき。

- 3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

- 第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

- 第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(秘密の保全)

- 第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 熊本県水俣市浜4058-18
氏 名 支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 佐藤 克子 印

乙 住 所
氏 名 印

平成 24 年度国立水俣病総合研究センター特殊廃液処理施設点検整備業務仕様書

1. 業務の目的

国立水俣病総合研究センター（以下、「国水研」という。）に設置している特殊廃液処理施設の点検及び整備を行い、特殊廃液処理施設の正常な運転環境を整備することを目的とする。

2. 業務の内容

国水研では、特殊廃液処理施設として特殊廃液処理棟内に希薄系排水処理装置と濃厚廃液処理装置（有機系廃棄物処理装置、無機系拌啓処理装置）を設置しており、本業務では以下の点検及び整備を実施する。

（1）希薄系排水処理・他制御系統の点検整備

国水研の特殊廃液処理棟内に設置されている希薄系排水処理・他制御系統における以下の制御盤の部品及びシーケンサーの点検整備及び更新を行う。点検の結果汚れ・発錆等があった場合は清掃を実施し、老朽化したリレー・マグネット等の部品を更新すること（更新対象の部品等については別紙 1 のとおり）。また、下記①・②及び⑤の旧来のシーケンサーは Q シリーズ（三菱）のシーケンサーに更新すること。

制御系統の点検整備及び更新後は、希薄系排水処理装置の試運転を行い、正常な運転が可能であることを確認し、不具合がある場合には、原因を追及のうえ、正常な運転が可能となるよう整備すること。

（点検整備対象箇所）

- ① 希薄系処理ユニット盤（別紙 1-1）
- ② 薬品供給ユニット盤（別紙 1-2）
- ③ 汚泥脱水処理ユニット盤（別紙 1-3）
- ④ 希薄系ブロー盤（別紙 1-4）
- ⑤ 排ガス処理ユニット盤（別紙 1-5）
- ⑥ 水銀除去装置 A 盤（別紙 1-6）
- ⑦ 監視盤（別紙 1-7）

(2) 有機系廃棄物処理装置灯油配管点検整備

国水研の特殊廃液処理棟内に設置されている有機系廃棄物処理装置における灯油配管の点検整備及び更新を行う。点検の結果、腐食・詰まり等があった場合は清掃を実施し、老朽化した配管、バルブ及びストレーナを SUS304 に更新すること（点検整備及び更新対象箇所は別紙 2-1～2 の通り）

灯油配管の点検整備及び更新後は、有機系廃液処理装置の試運転を行い、正常な運転が可能であることを確認し、不具合がある場合には、原因を追及のうえ、正常な運転が可能となるよう整備すること。

(3) 特殊廃液処理施設の床点検整備（補修）

特殊廃液処理施設内 1 階床のひび割れ部分の地下浸透防止を目的として補修を行う。別紙 3 を参考として、移動可能な物品の下部まで補修を行うこと。
また、補修内容の仕様を事前に提出すること。

(4) 希薄系脱水機点検整備（ろ布交換・他）

希薄系脱水機の点検整備として、ろ布交換及び各機器類調整等の整備を行うこと。

(5) 希薄系排水処理装置逆洗配管整備

希薄系排水処理装置樹脂等の通水及び逆洗配管のバルブ等の操作が容易に行えるように整備すること。（別紙 4 に示す。）

(6) 整備結果の報告

上記（1）～（5）の点検整備実施後に、整備内容と整備結果をとりまとめた完了報告書を作成し、提出すること。報告書には整備前、整備中、整備後の作業状況を撮影した写真及び完成図面を添付すること。

(7) その他

- ① 上記（1）～（5）の整備の実施に際しては、整備方法、整備スケジュールなどを取りまとめた整備実施計画を作成し、国水研担当官の承諾を得ること。各整備の実施にかかるスケジュール等の詳細は、国水研担当者及び特殊廃液処理施設運転管理業務の受注業者と協議のうえ決定すること。
- ② 必要な資材、薬品等については請負者において準備すること。
- ③ 整備の実施により発生した廃材については、汚染が発生しないよう請負者において適切に整理し、国水研に引渡すこと。
- ④ 請負者は国水研に対し、必要に応じて整備に必要なデータの提示を要求できるものとし、国水研は可能な限りこの要求に応じるものとする。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては各設備の仕様及び取扱い方法を熟知するとともに、本

処理設備製造者に詳細な整備方法についての教育訓練を受けた者が業務を実施すること。

- ⑥ 整備実施において何らかの問題が発生した場合は、速やかにその原因を究明し、改善策を提案すること。改善策への対応は、国水研担当者と協議のうえ決定する。なお、応急的な修理、措置等が必要な場合は国水研担当者と協議のうえ必要な対応を行うこと。

このほか、本仕様書の範囲を超える事故の発生又は故障を発見した場合には、直ちに国水研担当者に報告の上、修繕計画書（機器仕様、機器図、積算に必要な資料等を添付）を作成して提出すること。

3. 業務履行期限

平成25年3月29日

4. 成果物

紙媒体：報告書 2部（A4版）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）1式

報告書等（業務上発生する図面等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 国立水俣病総合研究センター

5. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- （2）請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の作者等に帰属するものとする。
- （4）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- （1）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- （2）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

- (6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 24 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 182 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 183 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

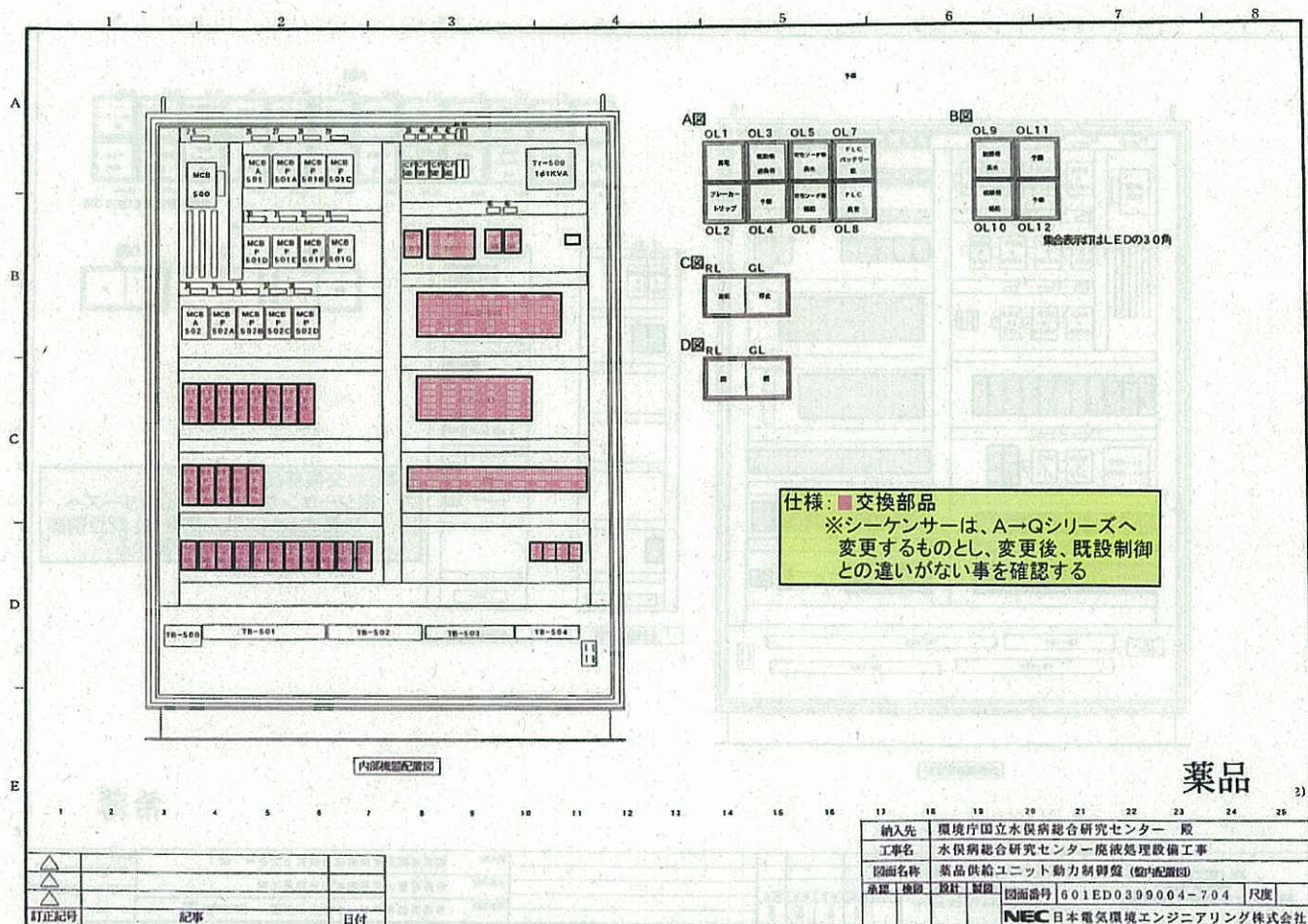
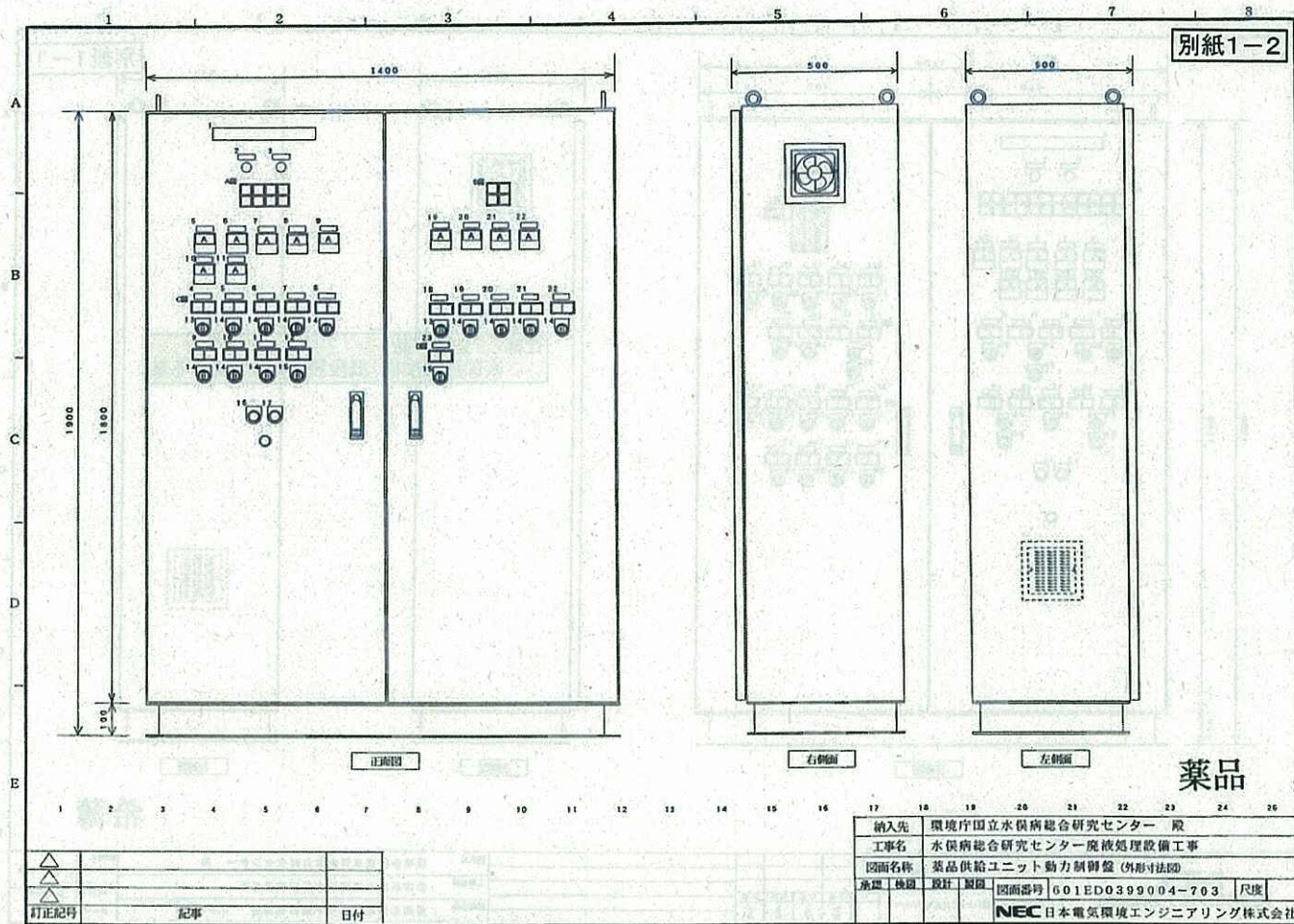
2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎 (2011 以下)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2010 以下)
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel2010 以下)
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別紙1-2



NP NO.	記入文字	読取サイズ
0	主幹	200×150mm
1	操作電源	200×150mm
2	電圧計電源	200×150mm
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

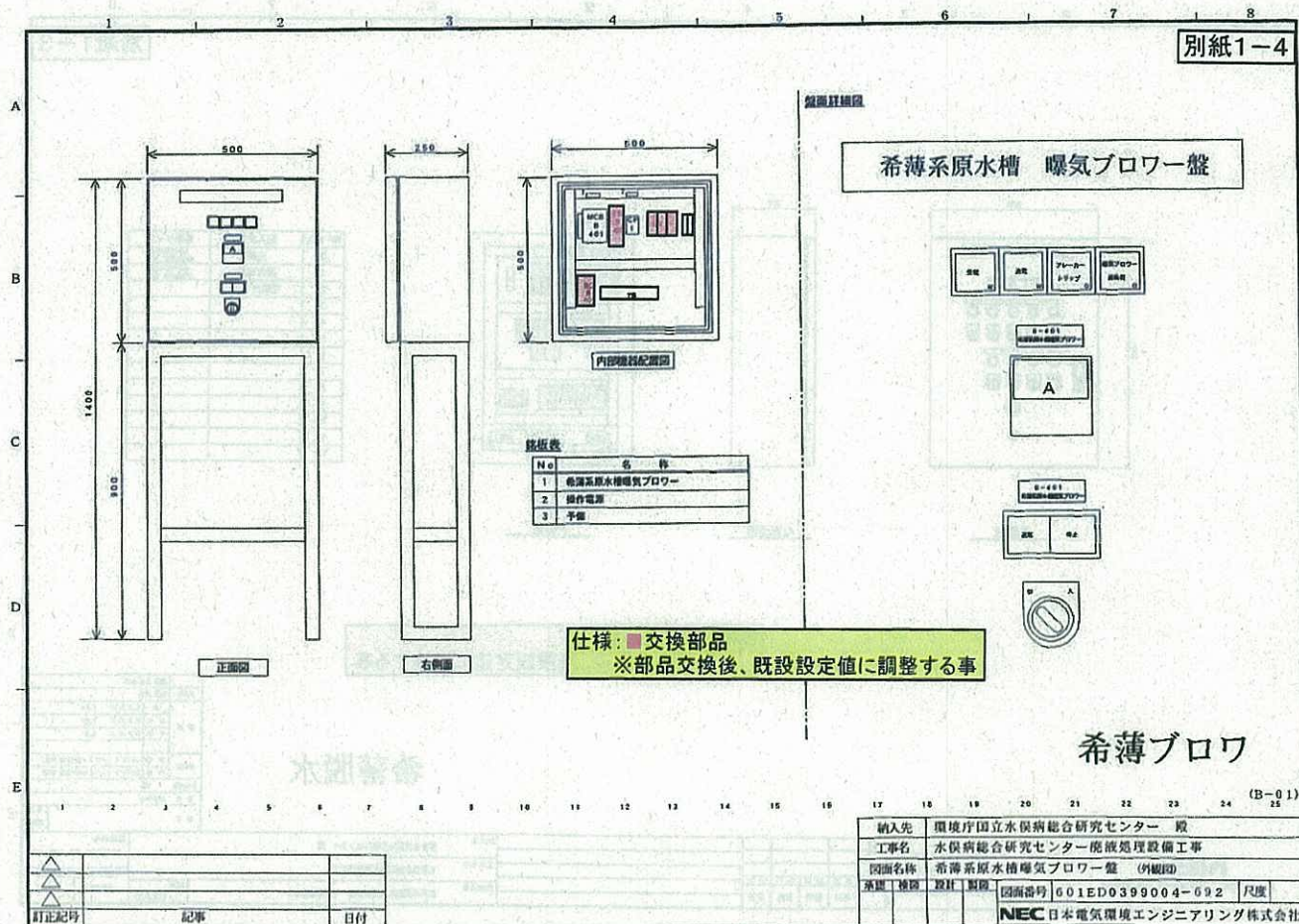
項目	内容
品名	希薄脱水機
規格	内径 1.0m
寸法	外径 1.0m
重量	1.0t
材質	ステンレス (メッキ) 等
色	白
メーカー	NEC
型番	AS01

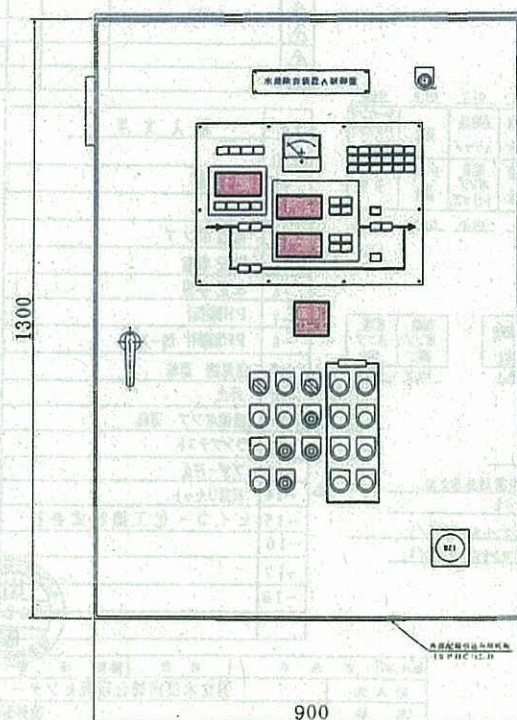
項目	内容
納入先	株式会社 希薄脱水機センター 様
工事名	希薄脱水機設置工事
図面名	希薄脱水機設置図 (希薄脱水機)
縮尺	1/10(A3)

項目	内容
メーカー	NEC
製品名	希薄脱水機
型番	AS01
ページ	1

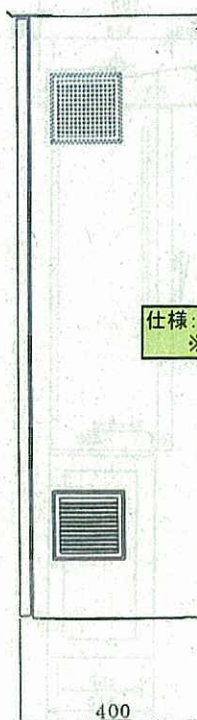
仕様: ■ 交換部品
※部品交換後、既設設定値に調整する事

希薄脱水





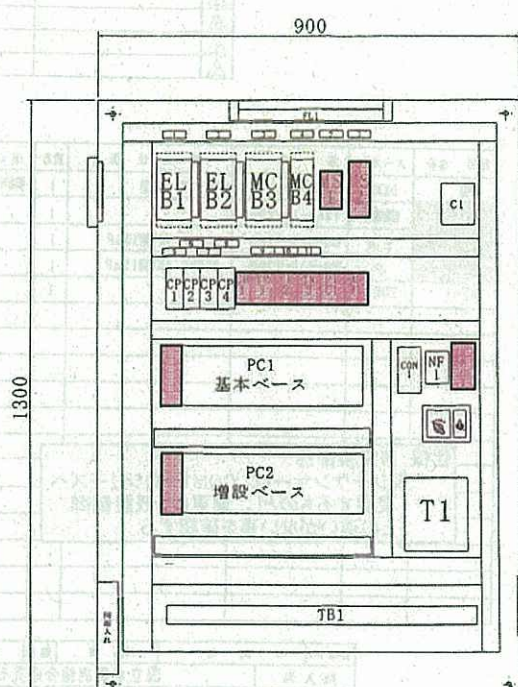
900



仕様: ■ 交換部品
※部品交換後、既設設定値に調整する事

バグ

分類 DIVISION		12月		訂正記録 REVISION RECORD		日付 DATE	署名 NAME
種別 種別	種別 種別	品名 品名	数量 数量	1/5√2	品名 品名	新製品外形	
産地 産地	産地 産地	品名 品名	数量 数量	1/	品名 品名	1/	
H		ホーエス株式会社		P2:0:5:9:1		7:10:0:1:0:0	



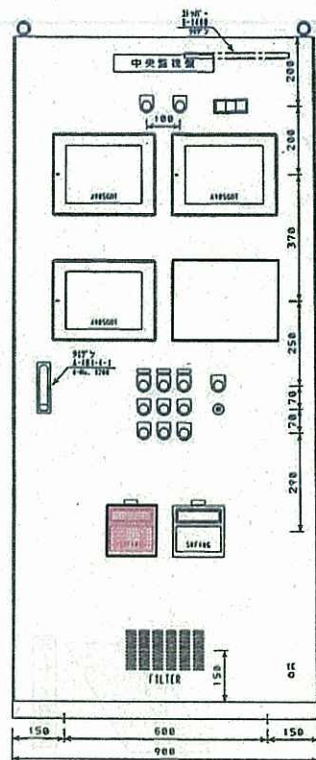
1300

4 - 0 1 3

(NP%)	記入文字	数値	単位	計算	取捨方法
1	電電電	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
2	電電電(1.21×10 ²)	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
3	電電電(1.21×10 ²)	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
4	電電電	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
5	P.C.電電	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
6	電電電	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
7	電電電	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
8	電電電(1.21×10 ²)	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
9	電電電(1.21×10 ²)	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
10	電電電(1.21×10 ²)	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電
11	電電電(1.21×10 ²)	2	電電電(1.21×10 ²)	電電電	電電電

バグ

部門 DIVISION		訂正 HANK	訂正内容 REVISION REASON	日付 DATE	署名 NAME
得意先 顧客名	得意先 顧客番号	品名 品番	数量 内訳	1/5/2	盤内配電用
能島		日本			1/1
〒991-7178					
H 水・コース株式会社		P	20591717100200		



仕様: ■交換部品
※部品交換後、既設設定値に調整する事



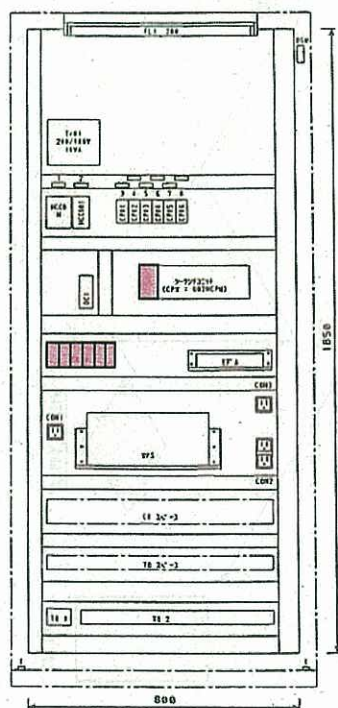
監視

99CD04-04-03

改訂	記	事	日付
△			
△			
△			

納入先	環境庁国立水俣病総合研究センター 殿
工事名	水俣病総合研究センター汚染処理設備工事
図面名称	中央監視盤 外観図
図面番号	601ED0399004-903
作成者	NEC 日本電気環境エンジニアリング株式会社

NEC 日本電気環境エンジニアリング株式会社



仕様: ■交換部品

図面番号	名称	規格・寸法	数量	記号
1	主幹	48 X 12 X 21	1	MCCB
2	制御電源一次	"	1	MCCB1
3	受電表示	"	1	CP01
4	FILC-6F電源	"	1	CP02
5	AC100V電源	"	1	CP03
6	DC24V電源	"	1	CP04
7	室内照明、換気扇	"	1	CP05
8	保守、保守用電源	"	1	CP06
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

監視

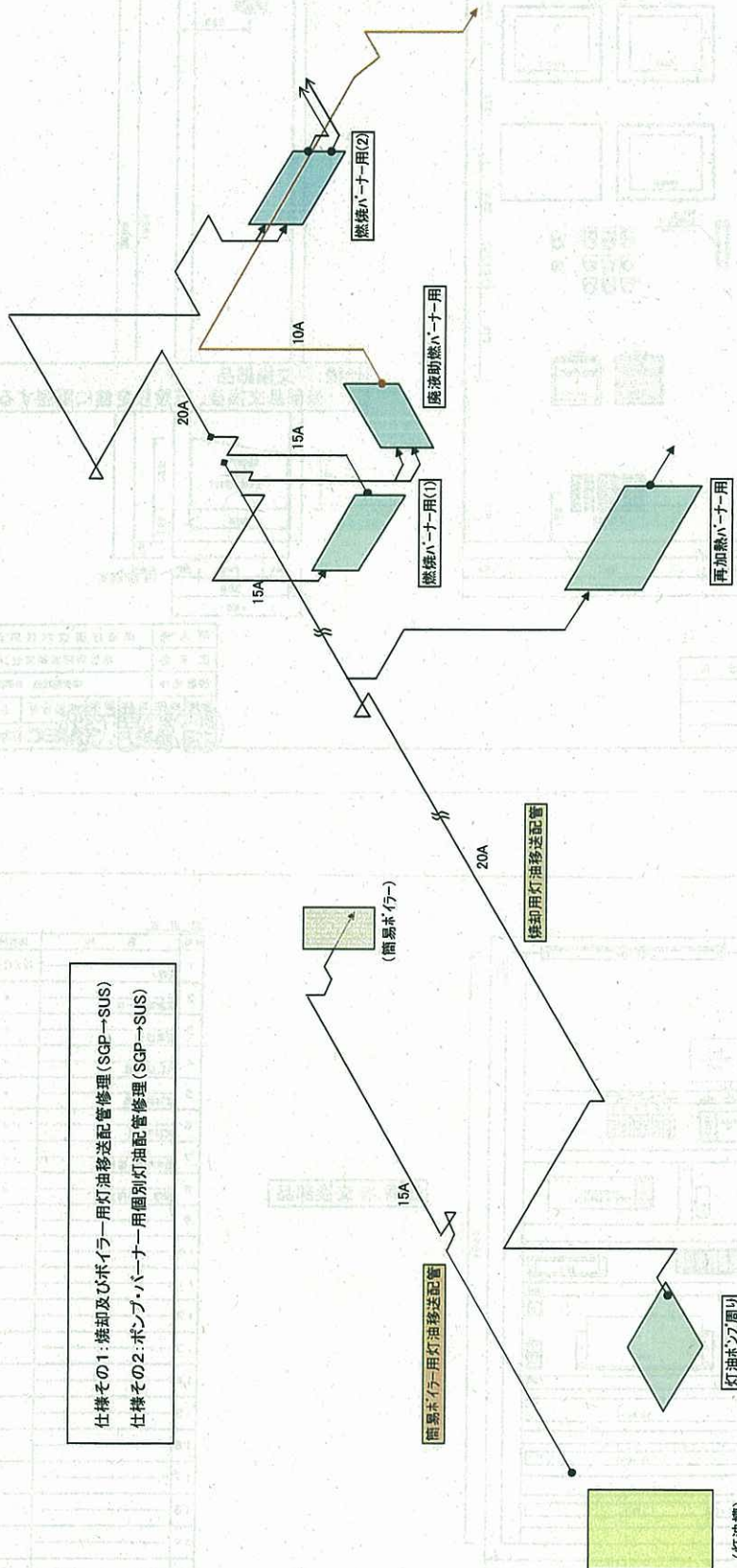
99CD04-04-05

改訂	記	事	日付
△			
△			
△			

納入先	環境庁国立水俣病総合研究センター 殿
工事名	水俣病総合研究センター汚染処理設備工事
図面名称	中央監視盤 内部設備図
図面番号	601ED0399004-905
作成者	NEC 日本電気環境エンジニアリング株式会社

NEC 日本電気環境エンジニアリング株式会社

別紙2-1

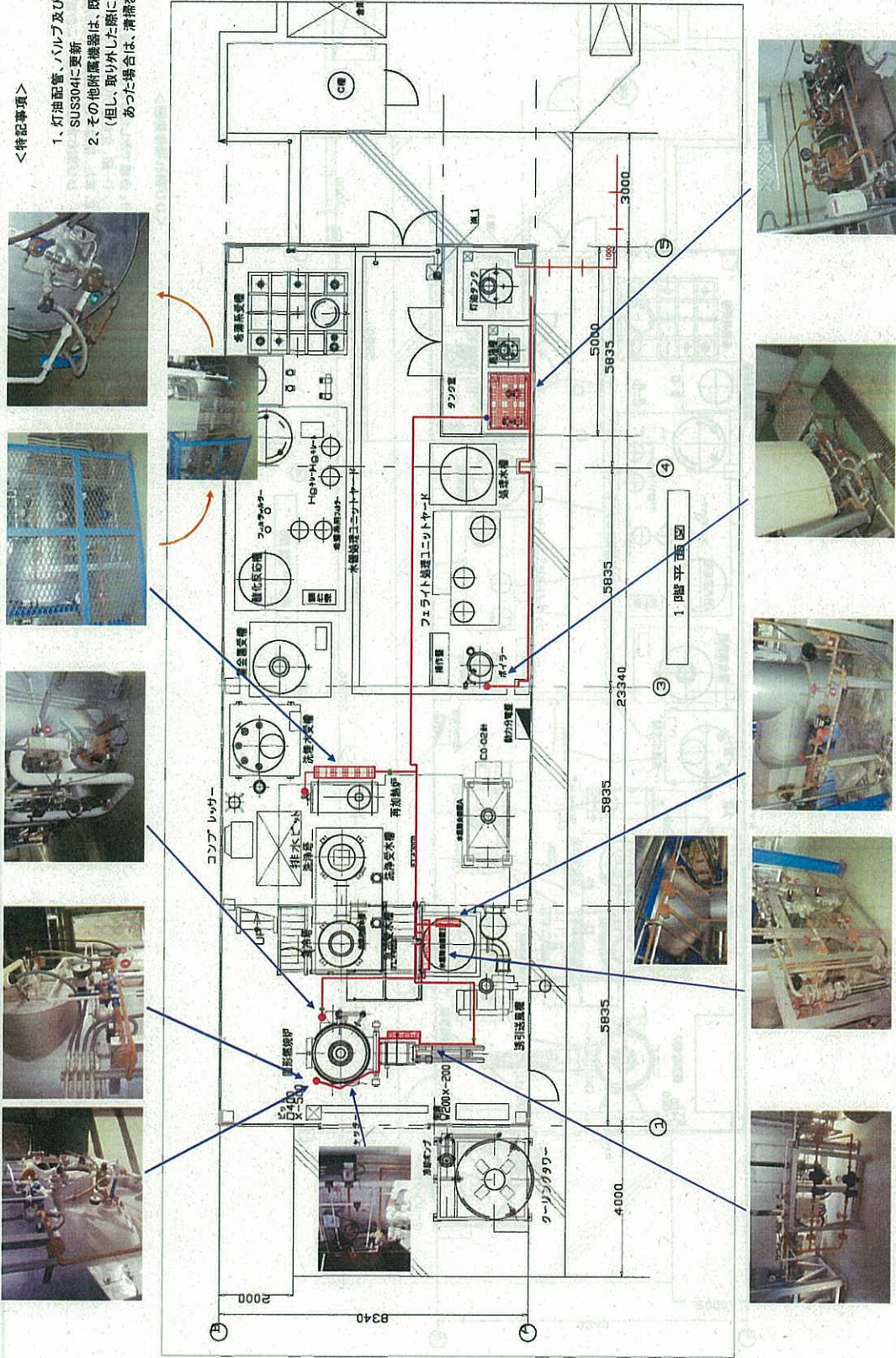


納入先	国立水保病総合研究センター	図面番号	
工事名	有機系等灯油配管更新	縮尺	
図面名称	灯油配管概略図		
版	1		
数	1		
承認			
校閲			
設計			
製図			
2011/6/24作成			

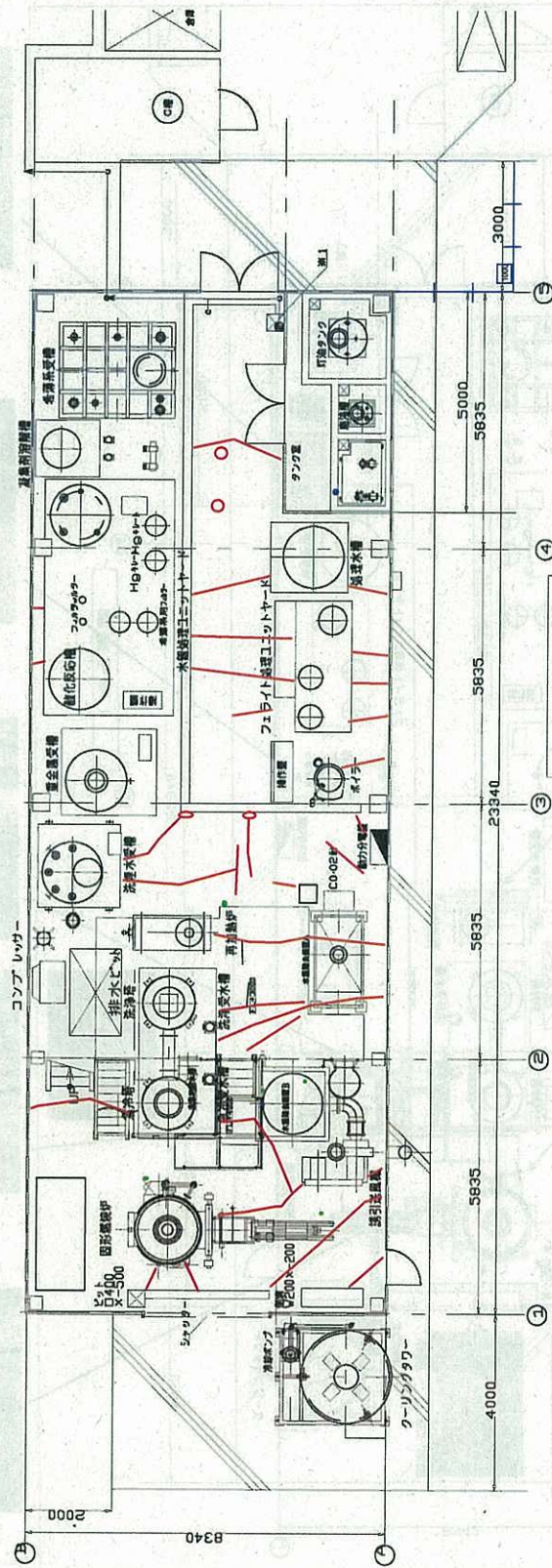
別紙2-2

<特記事項>

- 1、灯油配管、バルブ及びストレーナーは、SUS304に更新
- 2、その他附属機器は、既設を使用(但し、取り外した際に腐食・詰まりがあった場合は、清掃を実施する)



版数	承認	校図設計	製図	納入先	図面番号
				国立水俣病総合研究センター	縮尺
				有機系等灯油配管更新	
				図面名称	
				灯油配管図及び各所詳細(写真)	



＜ひび割れ補修範囲＞

1. 赤線で示した及びひび割れ部分の補修を行う。
(一部、立ち上がり部分あり)
2. また、移動可能な物品の下部の確認を行い、
ひび割れがあった場合、その補修も行う事。

版		納入先	図面番号
数		国立水俣病総合研究センター	縮尺
承認		工事名	
校		特殊廃液処理拠点整備業務	
図		図面名称	
面		特殊廃液処理棟1階ひび割れ概略図	

